

改正後	改正前
<p>埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十五条の二第一項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。）第六条第二項及び第三項の規定に基づき国民健康保険保険給付費等交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるとともに、法第七十五条の七第一項並びに令第九条第三項から第七項まで、第十条第三項から第五項まで、<u>第十一条第三項から第五項まで及び第十一条の二第三項から第五項まで</u>の規定に基づき国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第十五条 （略）</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)</u></p> <p><u>第十六条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</u></p> <p><u>一 令第十一条の二第三項第一号に掲げる額</u></p> <p><u>二 令第十一条の二第三項第二号に掲げる額</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)</u></p> <p><u>第十七条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)</u></p>	<p>埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十五条の二第一項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。）第六条第二項及び第三項の規定に基づき国民健康保険保険給付費等交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるとともに、法第七十五条の七第一項並びに令第九条第三項から第七項まで、第十条第三項から第五項まで<u>及び第十一条第三項から第五項まで</u>の規定に基づき国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第十五条 （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="147 181 1117 256"><u>第十八条</u> 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条の二第五項第一号に掲げる数とする。</p> <p data-bbox="147 316 353 347"><u>第十九条</u> (略)</p>	<p data-bbox="1146 308 1352 339"><u>第十六条</u> (略)</p>